

地方独立行政法人明石市立市民病院訪問看護ステーション
運営規程（介護保険）

平成 30 年 4 月 1 日
規 程 第 6 0 1 号

（事業の目的）

第 1 条 地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「本事業者」という。）が設置する明石市立市民病院訪問看護ステーション（以下「本事業所」という）において実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 本事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要支援・要介護状態等となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮してその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行なうものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前 5 項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

（１） 名 称 明石市立市民病院訪問看護ステーション

（２） 所在地 兵庫県明石市鷹匠町 1 番 3 3 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 本事業所における職員の職種、員数及び職務内容等は次の各項に定めるものとする。

2 本事業所に、看護師（常勤職員）1 名を管理者として配置し、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

3 本事業所に、常勤換算 2. 5 名以上（うち 1 名以上は常勤職員）の看護師を配置し、主治医の指示書と居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って訪問看護計画書を作成し利用者に提供する。当該計画に基づき訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

4 本事業所に、理学療法士及び事務職員等、事業運営に必要な職員を適当数配置する。

（営業日および営業時間）

第 5 条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

（１） 営業日：月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日を除く。

（２） 営業時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

（３） サービス提供時間：午前 9 時から午後 5 時まで

2 前項各号のほか、連絡体制等については、2 4 時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

（指定訪問看護の内容）

第 6 条 本事業所で行う指定訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次の各号に掲げる事項を行う。

（１） 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供

（２） 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

（３） 訪問看護報告書の作成

（４） 主治医等関係者への情報提供

2 前項第 1 号に掲げる事項を行う際は、利用者の希望、主治医の指示書、ケアプラン及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、これを行う。

（利用料等）

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料として一部の支払いを受けるものとする。ただし、利用限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料と指定訪問看護とは別事業の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

3 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 本事業所は、基本利用料のほか、利用者に対して訪問看護と連携して行われる死後の処置を行ったときは、5,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額の支払を受けるものとする。

5 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。

6 第1項及び第4項に掲げる事項以外に発生した料金については、第3項の規定に従い支払を受けるものとする。

7 利用者が「重要事項説明書」5（2）に記載のとおり、サービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は、本事業所へ所定のキャンセル料を支払うものとする。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は、明石市、神戸市西区及び垂水区の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当

該利用者の家族及び当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、本事業者の規程に従い損害賠償を行うものとする。

（衛生管理等）

第10条 本事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 本事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第11条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 本事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 本事業所における虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 本事業所において、従業者に対し虐待を防止するための研修を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第12条 本事業者は、指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員

からの質問若しくは照会に応じ市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第14条 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本事業所及び本事業者を退職した後についても同様とする。
- 3 本事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 本事業所の職員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、指定訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関して必要な事項は本事業者の規程ほか、別に定める。

附 則（平成30年3月29日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月26日）

この規程は、令和6年4月1日に遡って施行する。ただし第7条第7項及び第14条第5項の改正は、令和5年12月1日に遡って施行する。